

# 令和7年度青森市社会資本整備評価委員会 会議概要

## 1 開催日時

---

令和7年12月18日(木) 13:30~15:00

## 2 開催場所

---

青森市役所 本庁舎3階 会議室3

## 3 出席者

---

### 《委員》

委員長 足達 健夫  
副委員長 大坂 美保  
委員 黄金崎 勉 計3名

### 《事務局》

都市整備部 部長 中井 諒介、理事 土岐 政温、  
次長 櫻田 文明  
都市整備部 都市政策課 課長 武田 泰孝 外2名

### 《案件担当課》

都市整備部 道路建設課 課長 小田 一彦 外2名  
都市整備部 建築指導課 課長 熊谷 直之 外2名

## 4 審議案件

---

### 《公共事業再評価審議案件》

- ・油川新城線道路整備事業
- ・佃地区融流雪溝整備事業

### 《社会資本総合整備計画事後評価》

- ・青森市宅地耐震化推進事業(防災・安全)

## 5 案件資料

---

### 《公共事業再評価審議案件》

- ・説明資料

### 《社会資本総合整備計画事後評価》

- ・説明資料

## 6 会議概要

公共事業再評価審議案件および社会資本総合整備計画事後評価について案件第1号～第3号の審議を行ったが、市の評価結果に対し異論はなかった。

以下、主な意見、質疑応答の内容。

発 言 者	内 容
	<b>【案件第1号 油川新城線道路整備事業】</b>
委 員	防災の観点から、災害時避難経路が分散して車の移動等の渋滞緩和になるということで有益な事業であると考えている。
委 員	残事業の投資効率性を算定する時に、分母が「事業継続の場合の費用」から「中止の場合の費用」を引いているが、これはどういう意味か。
道路建設課	今の時点で今後整備しない場合、要は事業を中止した場合の残りの事業費の計算をしている。
委 員	今の時点で事業を中止したとしたら。
道路建設課	未整備の部分の費用というのが残る。
委 員	つまりそれは使わないで終わることになる費用ということか。
道路建設課	その費用で除するという形になる。
委 員	承知した。
都市整備部長	私の方から解説をさせていただきます。 今の時点での残事業の投資効率性についてですが、これから更にかかる経費を使えばどれだけの便益が得られるかということを表しており、事業中止の場合は道路整備が出来ていないので、便益は0でございますが、追加で現在価値で2億5700万円投資すれば、6億2100万円の便益が得られるというのが、この「残事業の投資効率性」の考え方でございますので、事業継続した場合は来年度以降の工事費と維持管理経費が余計にかかるわけですが、その分事業継続したら道路が供用されますので、その分の便益が得られるだろうということになる。

発 言 者	内 容
委 員	事業継続のまま進んでいくと、分母が小さくなる。事業中止の場合の合計費用がどんどん大きくなっていくので、分母として小さくなっていくということになるのですね。分かったような気がします。
都市整備部長	<p>例えば、下の場合（事業中止の場合の費用便益費）のB/Cが0となっているのは、部分供用がないので便益が0となっております。しかし、これまでも長い期間事業しており、あと少し投資すればこれだけ便益が得られるのであれば、これまで投資した費用を踏まえた場合、全体としての費用便益比は相対的に低いが、総合的に評価した場合に、事業を継続するべきであろうと判断することもできるのではないかと考えている。</p> <p>全体としての投資効率性は走行台数も少ない場所なので、今投資効率性が三便益（走行時間短縮便益、走行経費減少便益、交通事故減少便益）というものでしか数値化できていないが、先ほど委員のおっしゃっていたような防災性の向上などは、お金に換算できないところも踏まえた上で今後ご審議いただければという風に考えている。</p>
委 員	河川の浚渫工事から出た残渣（砂）をこのような道路工事に再利用したりしているのか。
道路建設課	道路工事では土質に強度が必要となることから使用していない。
	<b>【案件第2号 佃地区融流雪坑溝整備事業】</b>
委 員	今後の整備計画図（9ページ目）のピンクの線は何を意味しているのか。
道路建設課	本事業着手前に整備していた既設の融流雪溝である。
委 員	費用便益の項目に、除排雪業者による除雪の軽減は含まれていないのか。
道路建設課	それは含まれていない。
委 員	その費用便益比の算定は、定められた計算方法によるものか。
道路建設課	整備地区の中で、すでに整備している区域の住民にアンケートをとり、整備前と整備後でどのくらい除排雪にかかる時間が減少したかを便益計算に入れている。
委 員	除排雪に係る時間を使って計算をしているということか。
道路建設課	はい。

発 言 者	内 容
委 員	流雪溝と融流雪溝の基本的な違いは何か。
道路建設課	“流”は大量の水を流してその水の勢いで雪を流す。 “融”は止水板で雪を溜めて、その溜まった雪を溶かして、溶けた分だけ水を流すという意味で融流雪溝と読んでいる。 これで大量の水を必要とせず、融流雪溝を整備することができる。
委 員	強制的に溶かすという意味ではなく、溜めて溶かして流れていくということか。
道路建設課	はい。
委 員	私の地域では、町内会で流雪溝の管理をしているが、整備範囲が広がってくると町内会で広がった分も管理していくことになるのか。
道路建設課	流融雪溝の広がった範囲で管理組合に作っていただき、その組合で管理することになる。
委 員	管理組合には運用マニュアルはあるのか。
道路建設課	作っている。マニュアルには 雪捨ての時間や使用方法等が定められている。投雪口に“雪切り網”というものが備えてある。これを外して大量に雪を入れていくと、道路冠水が起きる場合もある。
委 員	雪切り網の1辺はどれぐらいのサイズか。
道路建設課	15cm 角ほどである。
委 員	融流雪溝を使用している市民からの意見はあるか。
道路建設課	便利になったという話や、詰めすぎて道路冠水したという話が聞こえてきている。
委 員	この事業について、積雪や路面凍結による不便や危険がなくなり、軽減されることによって市民の生活の質が上がるのではないかなと思う。加えて、交通安全の面でも交通事故防止にもなるかと思いながら資料を見ていた。
委 員	この融流雪溝の除排雪上の貢献度はどのくらいか。
道路建設課	市民が路肩の雪を融流雪溝で排雪することにより、業者の除排雪に要する時間は削減しているようだ。

発 言 者	内 容
	本来それも便益に入れることができれば、もっと高い便益が出るのではないかと思う。
	<b>【案件第3号 青森市宅地耐震化推進事業】</b>
委 員	マップについて、方位は分かるものの主要な建物が示されていないため、一般市民には位置の把握が難しいと思われる。市民の理解の促進ためには、学校や道路などの主要な施設名称等を明記すると、より市民が自分の生活圏内にあるということの理解に繋がるとと思われる。
建築指導課	主要な施設名称等の目標を入れるなどして分かりやすくしていく。
委 員	自分の生活圏内にあることがわかると、より理解が深まるのではないか。
委 員	その他にどのような事柄がホームページに公表されているのか。
建築指導課	資料 2 ページ目の谷埋め型や腹付け型の特徴についてもホームページで周知している。盛土規制法関係については、県と青森市で共同で説明会等を開くことを予定している。
委 員	過去に盛土した場所は把握しているのか。
建築指導課	既存盛土についても調査をしており、来年の規制開始予定と同時に経過観察等取り組んでいる。 盛土された宅地部分については、今の事業の中で取り組んでいる。これとは別に盛土については、来年度から実施予定である。
委 員	市民への周知はどうするのか。
建築指導課	今後の予定では、優先度の高いところを地盤調査する。その結果をもとに有識者の意見聴取を予定している。もちろん、危険であれば対策も考えなければならないが、有識者の知見を得ながら、市民への周知等を行っていく。
委 員	今後、優先度の一番高い場所について、具体的に宅地部分の調査をする考えはあるのか。
建築指導課	地質調査をし、その結果を踏まえて、安定計算をして、崩壊の恐れがあるかどうかを判断し、その対策の検討を行うことになる。

発 言 者	内 容
委 員	その現場には何世帯が住んでいるのか。
建築指導課	約 20 世帯である。
委 員	盛土したことにより、湿気が上がってきて生活する上でとても不便だということを市民から聞いている。
委 員	盛土と湿気には関係があるのか。
建築指導課	盛土した場所によるのではないか。
委 員	因果関係があるのかどうかはこの場では何とも言えない。このように危険性以外の部分についても問題があるのではないか。他にも盛土に由来する問題がでてくれば見逃すわけにはいかないと思われる。
委 員	近年の豪雨等の発生など気象状況の変化で、盛土に建物を建てることには不安がある。災害が起きた場合は市としては指導・勧告等を行うのか。責任の所在がどの辺にあるのか。
建築指導課	来年度から実施する盛土規制法の中で、土地の所有者が盛土を適正に管理するということになることから、市としては適切に助言・指導をしまいる。
委 員	行政として、宅地造成に関してチェックする制度があるのか。
建築指導課	年に一度、変異がないか経過観察を行っている。 宅地造成する際、面積により開発許可を得る必要があるため、その中で盛土の技術基準を満たした盛土であるかどうかという点で判断をしている。盛土規正法の中で許可基準に沿った盛土かどうかという点ではチェックしていく。